

国立大学法人滋賀医科大学コンプライアンス委員会規程

平成25年3月28日制定

平成31年3月29日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学におけるコンプライアンスを推進するため、滋賀医科大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関すること。
- (2) コンプライアンスプログラムの策定に関すること。
- (3) コンプライアンスの推進のための啓発及び教育・研修に関すること。
- (4) コンプライアンスに係る違反事案の再発防止策の策定に関すること。
- (5) その他コンプライアンスの推進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事又は事務局長
 - (3) 医学科長及び看護学科長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第4号の委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め

て、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。